

平成 25 年 度

# 八代市議会経済企業委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 2
- 1. 所管事務調査 …………… 30

---

平成 25 年 12 月 11 日 (水曜日)

## 経済企業委員会会議録

平成25年12月11日 水曜日

午前10時02分開議

午後 2時05分閉議（実時間167分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第122号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第123号・平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第125号・指定管理者の指定について（サンライフ八代）
1. 議案第126号・指定管理者の指定について（八代市松中信彦スポーツミュージアム）
1. 議案第127号・指定管理者の指定について（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館）
1. 議案第128号・指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設）
1. 議案第134号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について
1. 議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正について
1. 議案第136号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（農地・水保全管理支払交付金事業について）  
（日奈久温泉施設西湯送湯管の破損について）
  - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

委員長 増田一喜君  
副委員長 野崎伸也君  
委員 亀田英雄君  
委員 笹本サエ子君  
委員 田方芳信君  
委員 前垣信三君  
委員 松永純一君  
委員 村上光則君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 橋口尚登君  
農林水産部次長 中田正春君  
農業生産流通課長 橋永高德君  
農業政策課長 古田洋二君  
農地整備課長 潮崎勝君  
商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務） 宮村博幸君  
商工観光部次長 宮村明彦君  
商工振興課長 川野雄一君  
観光振興課長 水本和博君  
市民協働部  
坂本支所 下村孝志君  
総務振興課長  
泉支所総務振興課長 橋本和郎君  
部局外  
水道局長 宮本誠司君

### ○記録担当書記 寺原哲也君

（午前10時02分 開会）

### ○委員長（増田一喜君） それでは、定刻とな

り定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（増田一喜君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 橋口農林水産部長。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号に係る農林水産部関係で、第5款・農林水産業費の当委員会付託分について、中田次長より説明いたしますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○農林水産部次長（中田正春君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 中田農林水産部次長。

○農林水産部次長（中田正春君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号、農林水産業費関係について御説明申し上げます。座らせて説明させていただきます。

予算書の説明に入ります前に、まず今回の12月補正における人件費の補正について説明さ

せていただきます。

本年度は、月例給、期末勤勉手当の給与改定がございませんでしたので、補正の主な要因といたしましては、人事異動、市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

それでは、18ページ、お願いします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費でございますが、職員5名分の補正として322万7000円の増額補正です。増額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

次に、目2・農業総務費でございますが、職員39名分の補正として887万7000円の減額補正です。減額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

次に、目6・農事研修センター費でございますが、職員4名分の補正として318万3000円の増額補正です。増額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

次に、目8・農地費でございますが、補正額1172万1000円のうち人件費については、職員12名分で437万9000円の減額補正でございます。減額の主な理由は、人事異動及び育児休業者1名によるものでございます。

次に、目12・地籍調査費でございますが、職員17名分の補正として400万2000円の増額補正でございます。増額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

続きまして、19ページ、お願いします。

項2・林業費、目1・林業総務費でございますが、職員11名分の補正として706万4000円の増額補正でございます。増額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

次に、目4・林道新設改良費でございますが、職員2名分の補正として5万9000円の減額補正でございます。減額の主な理由は、人

事異動によるものでございます。

項3・水産業費、目1・水産業総務費でありますが、職員5名分の補正として204万5000円の減額補正でございます。減額の主な理由は、人事異動及び育児休業者1名によるものでございます。

続きまして、事業費の補正内容について御説明申し上げます。

再度18ページをごらんください。

目3・農業振興費として補正額464万2000円をお願いするものです。まず節19・負担金補助及び交付金の説明欄、中山間地域等直接支払制度事業交付金の264万2000円でございますが、本事業は、農業生産条件の不利な中山間地域において、高齢化や後継者不足による遊休農地の再生を図る目的で取り組んでいる事業で、現在二見校区5地区、坂本町5地区、東陽町18地区、泉町4地区、合計32地区を実施しています。平成25年度から新設された集落連携促進加算制度により、協定農地面積が増加したことから、増加分の交付金を補正するものでございます。今回新設されました集落連携促進加算制度とは、既に協定を結んでいる集落が、まだ協定を結んでいない未実施集落などと連携して、新たな協定を結んだ場合、協定変更後の全農用地面積に対し、10アール当たり2000円、上限100万円と、協定面積に応じて通常交付される分について加算されるものです。対象面積については、二見野田崎町内野地区で約27.3ヘクタール、協定農用地面積の追加11.8ヘクタールとなっております。なお、特定財源として、県支出金176万1000円を予定しています。

次に、農地集積協力金事業補助金200万でございますが、本事業は、25年度新規事業で、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者、経営転換する農業者等に対し、貸し付けを行う面積に応じて、1戸当た

り0.5ヘクタール以下の貸し付けに対し30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールに50万円、2ヘクタール以上に70万円の補助金を交付するものでございます。農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため、農地のさらなる集積を図る必要があるため、補正予算をお願いするものです。なお、特定財源として、県支出金200万円を予定しています。

続きまして、目4・園芸振興費、節19・負担金補助及び交付金の説明欄の生姜青枯病緊急対策事業補助金700万円でありますが、これは、本年10月に八代市内のショウガ圃場において、青枯れ病が約14ヘクタール確認されました。伝染が懸念されるため、青枯れ病の根絶及び汚染拡大の抑制を行うため、土壌消毒の徹底を実施を図るもので、薬剤に係る経費について、2分の1の補助を行うものでございます。

続きまして、目8・農地費、節22・補償、補填及び賠償金で、説明欄の市内一円土地改良整備事業1610万円をお願いするものです。本事業は、県営海岸保全事業による鏡町港区排水路工事が、平成26年度から実施されるとの内定を受け、工事の支障物件となる建物3戸の切り取りを事前に行う必要が生じたことから、補正するものでございます。今回対象となります鏡町港区排水路は、文政海岸内堤にあり、未整備で、流水の滞留、護岸の崩壊が著しく、近隣住民の生活、安全に支障を来していることから、長年地域要望がなされていた地域でございます。

以上で農林水産部関係の補正予算について説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 生姜青枯病緊急対策事業補助金について、病気はいろいろ病気のあっだろうというふうに思うとですが、このことに対して、この補助金を出した、何かいろんな補助金出すときの、病気に対する、何か統一した考え方、基準っていうとはあつとですか。病気ん出たけん、これやっぱ、補助すっていうときの考え方ですたいね。

○委員長（増田一喜君） 橋永農業生産流通課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。農業生産流通課、橋永でございます。

今回補助を出す件に当たりましては、基準といいましても、通常はですね、今まで根茎腐敗病とか、そういう分については、それぞれ農家で取り組んでこられました。今回補助を出すとしたのは、青枯れ病が出たということと、それと、この菌が特定の圃場だけじゃなくて、全体的に水の感染とか、拡大するおそれもあるということで、地域で、全体で取り組んでもらいたいということで、通常、今、臭化メチルからダゾメット剤に変えているんですけども、それに合わせて、追加でクロロピクリン剤というのを、今回追加してもらって、土壌消毒に当たっていただきたいということで、通常よりもプラス、併用して新しい薬を追加するというので、その費用については、なかなか費用がかさむということもありまして、地域全体で、みんなで行っていただきたいということもありまして、緊急対策として補助を出しながら、地域の人たちを誘導して、地域ぐるみの防除体制を図っていただきたいというところが、今回の考え方です。通常は、こうやった薬剤に対する補助はしないんですけども、今回は緊急対策ということで、対処したいということで、予算を上げました。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい、いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 緊急的に、ずっと対処していただきたいということで、予算を上げたということ、その辺は理解したいと思います、ある程度統一した考え方っていうとばですが、つくつとく必要があつとと思うとすばってん、ここまでは個人でせぬばん、一応個人のもんじゃなかですか。個人のもんと、行政でせぬばんという、その付近の線引きの考え方ですたいね。その辺などげんして考えて、今から押さえていくつもりかですたい。その辺ば押さえとかぬば、これにはあつて、前は補助したじゃなかですかという話で、ないがしろ的に補助していくという部分もなきにしもあらずと思うとすたい。補助するために、いろんな基準もつくっておいたほうがよかと思うとすたい。その辺の考え方ですよ。今回、急に単年度で出てきた病気ですかね。専門的な薬の名前は聞いたちゃどうせわからぬとすけん、その辺の考え方をまちつと詳細にですね、今後の考え方も含めてですたい、せぬば、単発にいろいろ事業ばしよつたつてわからぬ話ですけん。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。

○委員長（増田一喜君） 橋永農業生産流通課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。まず、10月17日に熊日新聞で報道された分からはすけれども、今回の青枯れ病、熊本県では初めて出たとなっておりますが、全国ではですね、過去宮崎、鹿児島とか6県で発生しております。

考え方としましては、初めて熊本で出たということと、それと、この早い段階で、さつきも申し上げましたが、地域ぐるみで防除をするということで、このショウガにしました。

前ですね、ほかの作物でいくと、トマトと

か、そういうところで、黄化葉巻病とか、そういうのが始まったときは、それに対する緊急的な防除対応とか、そういうことでやっております。それぞれの作物で、いろんな病気がありますので、その時々で、今やるべきというところの緊急対策事業ということでやったりまして、個別の補助とは区別して、緊急対策の補助というのは考えているところです。要項としてはですね、はっきりは決めておりませんが、その時々々の状況に合わせて、今そういう助成をしたり、地域ぐるみの防除とか、誘導するための補助ということで考えてやっております。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それだけ緊急性があった、抑える必要があったということで賜ってよかですかね。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、橋永農業生産流通課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。私もそのように考えております。今、ちょうど発症したときに、ここの段階でみんなで取り組んで、病気の根絶とまではいきませんが、抑制できるように、そういうところのマニュアルもできておりますので、はっきりした研究の成果もありますので、それに応じて対応したいということで思っております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、村上委員。

○委員（村上光則君） ちょっと確認をさせていただきます。

今、1つ上の農業振興費の、3番目のです

ね、農業振興費の農地集積協力金事業補助金、これは貸すほうでしょう。貸すほうに補助金出っつでしょう。

○委員長（増田一喜君） 古田農業政策課長。

○農業政策課長（古田洋二君） はい。農業政策課、古田です。

この農地集積協力金といいますのは、出し手のほうに、出すほうのですね、ほうに、いわゆる集積への協力ということで支払われる制度でございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。さっきのショウガの青枯れ病のことですけど、緊急性があったということ、それから、じゃ、まだ根絶はしていないと。じゃ引き続いてね、次年度とか、そういうのが発生したときに、この制度が適用されるものかどうか、そういうようなことを考えると、やっぱり今回のことによって、やはりマニュアルをつくったりとか、規定をつくったりするというのは大事なことじゃないかと思うんですね。いつも単発的に終わればいいということじゃなくて、やっぱり規定をつくり、マニュアルをつくっておくということは、農業政策としては大事なことだと思いますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。これは要望も含めてです。

○委員長（増田一喜君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、笹本委員からも言われましたけれども、今回の支出については、ショウガの関係ですね、については、その特産品というところで、それがなくなってしまうと、特産地がなくなってしまうというような条件下で、今回は緊急的に支出をしたというような話だったと思うとですよね。だけん、今言われたように、亀田委員も言われたように、いろんな病気の資質に対してはですよ、やっぱいろんな要望があつとは思つとですけども、個人の、やっぱですね、土地っていうのがあるものですから、公金を出していくっていう基準が必要じゃないかと、大事だろうというふうに思うんですよね。そこら辺のところははっきりしとかぬと、いろんな、市民の方からですね、誤解を招く部分あると思うんで、そこら辺のマニュアル、難しいかもしれませんが、ちょっと研究していただければなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○委員長（増田一喜君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですので、以上で第5款・農林水産業費について終了します。

引き続き、第6款・商工費について、商工観光部から説明願います。

小会いたします。

（午前10時21分 小会）

（午前10時22分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、再度引き続き、第6款・商工費について、商工観光部から説明願います。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光部長。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、早速ですが、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、第6款・商工費につきまして、宮村商工観光部次長に説明をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

早速でございますけども、平成25年度八代市一般会計補正予算書の第8号の20ページをごらんください。

今回、12月補正におきまして、人件費の補正をお願いするものでございますが、本年度は、月例給、期末勤勉手当等の給与の改定はございませんでした。そのため、補正の主な原因としましては、人事異動、市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の補正額1082万2000円は、職員3名の、39名から42名の3名の増員による増額分が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

なければ、これより採決いたします。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

小会いたします。

(午前10時24分 小会)

(午前10時25分 本会)

◎議案第122号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、議案第122号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長(宮本誠司君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい、宮本水道局長。

○水道局長(宮本誠司君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 水道局の宮本でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第122号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万8000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億7456万2000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

3の歳出から説明させていただきます。

款1・簡易水道事業費、項1・簡易水道事業費、目2・簡易水道維持管理費でございますが、680万8000円を追加し、補正後の金額を5709万3000円といたしております。これは、簡易水道料金システムの更新に係る経費の計上でございます。現行システムは、平成17年8月の市町村合併に伴いまして構築いたしております。以来、8年間の運用を行い、昨年度、システムのサーバーとライセンスを更新いたしました。来年度当初予算において、クライアントパソコン4台及び検針用ハンディターミナル14台の更新費用を計上する予定でしたが、現行のオペレーティングシステムがウィンドウズXPでございますので、そのサポート期間が来年4月9日までとなりましたので、今年度内に更新する必要があるため、委託料680万8000円を追加補正するものでございます。

次に、2の歳入でございますが、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で680万8000円を増額し、補正後の金額を1億3972万4000円にいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(増田一喜君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないので、これより採決いたします。

議案第122号・平成25年度八代市簡易水

道事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

小会いたします。

(午前10時29分 小会)

(午前10時29分 本会)

◎議案第123号・平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、議案第123号・平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長(宮本誠司君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい、宮本水道局長。

○水道局長(宮本誠司君) 引き続きまして、説明させていただきます。

議案第123号・平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号は、次に定めるところによります。

第2条、平成25年度八代市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額、第1款・水道事業費用4億1591万4000円、第1項・営業費用3億7785万9000円に258万8000円をそれぞれ追加し、第1款・水道事業費用を4億1850万2000円、第1項・営業費用を3億8044万7000円に補正いたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予

定額、第1款・資本的支出3億9434万円、第1項・建設改良費2億5015万円に1795万5000円をそれぞれ追加し、第1款・資本的支出を4億1229万5000円、第1項・建設改良費を2億6810万5000円に補正いたします。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第7条に定めておりました職員給与費1億540万5000円に258万8000円を追加し、1億799万3000円に補正いたします。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、収益的支出でございますが、これは人件費の補正でございます。

款1・水道事業費用、項1・営業費用、目4・総係費8200万4000円に258万8000円を追加し、補正後の金額を8459万2000円といたしております。本年度は、月例給、期末勤勉手当等の給与改定がございませんでした。水道事業会計におきましては、補正の主な要因といたしましては、人事異動、育児休業の影響によるものでございます。総係費は、当初予算におきまして職員6名の人件費等を計上いたしておりましたが、職員1名が育児休業中であり、企業会計制度の大幅な変更等もございまして、この移行期間に煩雑な事務処理を要することもあり、人員を1名増員いたしました。

次に、資本的支出でございますが、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目3・営業設備費268万円に1795万5000円を追加し、補正後の金額を2063万5000円といたしております。これは、水道料金システムの更新に係る経費の計上でございます。現行システムは、ソフトウェアのバージョンアップに伴い、平成21年9月にサーバー1台、クライア

ントパソコン3台及び検針用ハンディーターミナル7台等を更新いたしました。平成26年度で5年間の運用となることから、来年度当初予算において、同様の更新費用を計上し、平成26年9月または平成27年4月から新システムでの運用を開始する予定でございました。

現在、料金システムのうち、毎月の調定データ作成、口座振替データ作成及び納付書印刷等を市のホストコンピュータで行っています。来年度、市のホストコンピュータの入れかえが行われますことから、水道料金システムの更新に係る経費の当初予算計上では、カスタマイズ等の作業が間に合わず、今年度予算の補正をお願いすることとなりました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないので、これより採決いたします。

議案第123号・平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午前10時34分 小会）

（午前10時35分 本会）

#### ◎議案第125号・指定管理者の指定について（サンライフ八代）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第125号・サンライフ八代に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部部长。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。失礼いたします。

議案第125号から128号までの4議案についてでございますが、商工観光部が所管をいたします施設の指定管理者の指定に関するものでございます。

宮村商工観光部次長のほうが説明をいたしますので、御審議よろしくお願いたします。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。それでは、私のほうから指定管理者の指定について説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

早速でございますが、12月定例会議案書の2ページをお開きください。

下のほうに書いておりますように、提案理由といたしましては、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため、提案させていただいているものでございます。なお、9月議会の委員会で指定管理者の募集について説明しておりますので、重複部分は割愛し、説明させていただきます。

それでは、議案第125号の説明をいたしま

す。公の施設名称はサンライフ八代で、指定管理者となる団体の名称は一般財団法人サンライフ八代で、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、別紙資料をごらんいただきたいと思っております。お配りさせていただいてる、こちらの資料でございます。よろしいでしょうか。

別紙資料の3、提案価格は、市の基準価格1054万6000円に対するサンライフ八代からの提案価格で、年1054万円、5年間で5270万円となっております。

4の指定管理者候補者の概要は記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

5の指定までの経緯につきましては、申請期間を10月18日から11月5日までの19日間とし、11月12日に選定委員会を開催、同日に候補者の決定を行っています。なお、応募状況は公募とし、申請は1者だけでございました。

6の今後の日程といたしましては、指定の議会議決後、候補者へ指定通知を行うとともに、指定の告示を行い、来年3月議会に予算を提案、議決後、4月1日に協定締結の予定となっております。

7の選定委員会委員は記載のとおりで、内部委員が4名、外部委員が5名となっております。

8の選定結果につきましては、3ページの選定集計表をごらんください。

5項目にわたり、200点満点で審査が行われた結果、合計点155.2点となり、候補者選定の基準である100分の6以上を満たしております。なお、表の右側の欄の点数は、審査委員会委員9人の平均点となっております。

4ページをお開きください。

選定委員会の検討内容についてでございますが、指定管理者候補者からは、講座受講生による運営会議を開催し、要望・意見等の情報を把握し事業計画や施設運営へ反映する、利用者アンケートを実施し、意見を反映した事業計画の策定を行う、利用者相互の交流会を開催しリーダーの確保に努めるなど、ごらんとおりの提案がなされているところでございます。

また、選定委員会委員からは、各種講座は高齢化社会に対応した職業講習等が実施されている、施設の設置目的と実際の事業活動に乖離があり生涯学習的な活動が主となっている、特定地域限定の事業を行っている印象があるなど、ごらんとおりの意見が出されているところでございます。

次に、指定管理委託料の基準金額の算定根拠について説明いたします。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

なお、算出に当たりましては、9月議会でも説明いたしましたが、これまでは施設ごとに指定管理料を積算してきておりましたが、職員の人件費の単価、ボーナス等の有無、あるいは積算項目の中での一般管理費の有無などを、所管部内の積算根拠の統一を図ったところでございます。

表をごらんください。上欄に、平成22年度から24年度までの実績、並びに平成25年度の見込みの利用状況及び利用料等収入を記載しております。

下欄の基準金額の算出表をごらんください。人件費が1053万1000円、管理運営費が750万5000円、利用料等収入が749万円であることから、①の支出の計から②の収入の計を差し引きました1054万6000円を基準金額として算出しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。3月に予算の提案ということなのですが、このことについては、大体、そん手前で債務負担、5年間の契約ばすつとですけど、債務負担行為の設定は必要はなかつたか。どげんしたあれになつとですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。5年間、今委員さんがおっしゃいました5年間の債務負担行為を起こさせていただきまして、その債務負担行為の審議につきましては、あす開催されます総務委員会で御審議いただきます。

3月につきましては、26年度の当初予算の予算を御審議いただいて、議決をいただくというふうなスケジュールとなっております。単年度の予算の計上をさせていただいて、御審議いただく。ですから、もうちょっとわかりやすく、済みません、説明不足ですね。債務負担行為というのは、あくまで限度額、5年間の限度額を設定させていただきまして、来年の3月では、その次年度といえますか、翌年度の1年間の予算を計上させていただき、御審議いただいて、議決いただくというふうに、スケジュールを予定しております。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（増田一喜君） 村上委員。

○委員（村上光則君） これ、私、要望しときたいんですが、私も先月からここに通っておりますが、非常に健康増進にですね、60歳以上

の方々が大変多く来られます。体の弱い人もですね、ちゃんと確保せにやいかぬわけですが、こういう元気な人も、60歳以上であんなにダンスやら、テニスとかですね、トレーニング場も行ってみますと毎日非常に多いです。ですから、やっぱりこの健康増進には非常にいいと思いますので、どうぞひとつよろしく、私からもお願いをしておきます。

○委員長（増田一喜君） こちらのほうから言いますけど、今の時間は質疑の時間としております。要望、意見は、その後にとっておりますんで、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。実は、このサンライフが以前、例の体育館で、球技や何かされると、近所から非常に苦情があつたりしてですね、それも、空調設備が不完全だったものから、扉をあけっ放しで結構近所から苦情が出たんですが、そういった設備関係、その後空調あたりも完備はされたと思うんですが、このあたりで設備関係の欠陥あたりはないのかどうか、そのあたりはいかがなものですかね。

○委員長（増田一喜君） 川野商工振興課長。

○商工振興課長（川野雄一君） 商工振興課の川野です。よろしく願いいたします。

近所のそういう苦情とか、以前はあつたのは確かでございます。一応窓を閉め切つてやつたということですけど、今は空調設備を整っておりますので、そちらのほうは対応できるかなということだと思っております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（前垣信三君） はい、いいです。

○委員長（増田一喜君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません、今

回サンライフ八代が、1つ、単体として指定管理のですね、募集されたというようなことなんですけれども、これ体育施設ですか、これ。どやん位置づけなつとですかね、この施設は。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。別紙資料の1ページをごらんいただきたいと思えますけれども、済みません、説明が、先ほど省いてしまいましたけれども、施設の概要のところの3番目ですけども、1階部分が事務室と雇用就業相談室、教養文化室、それからトレーニング室、体育室でございます。2階に、研修室と会議室、あるいは職業技能講習室、図書室があるというところがございますので、体育室のほうでスポーツはできるというようなことがございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。私も近くなんで、内容とかいろいろは、施設の内容はですね、わかっているんですけど、何か非常にですね、体育施設っぽいようなイメージがあるんですよ。今回ちゅうか、八代市の体育施設については一括でですね、別件でですね、指定管理のほうをやられるというふうになっているんですけども、なぜそこに入ってこなかったのかなと、一緒でもよかったんじゃないかなというふうに私は思ったんですけども、そこら辺のところは何か、疑問です、私の。

○委員長（増田一喜君） はい、川野商工振興課長。

○商工振興課長（川野雄一君） サンライフにつきましては、体育施設と別ということで、目的が中高年齢の雇用促進と福祉向上という目的がございまして、ちょっとそこは区別をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 私も一般市民っていう感覚でですね、ものを言わせていただくんですけど、一緒じゃなからうかなというふうに思うとですよ、何か。だけん、そら行政のあれなんだらうというふうに思うとですけども、何か、一緒でよかつじゃっていうふうに思うわけなんですけど、そこは、いろいろな考えがあるというふうに思いますんで、今後また勉強していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですので、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第125号・サンライフ八代に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第126号・指定管理者の指定について（八代市松中信彦スポーツミュージアム）

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第126号・八代市松中信彦スポーツミュージアムに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光

部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。じゃ引き続きまして、議案第126号の説明をいたします。よろしくお願いたします。

3ページでございます。

公の施設名称は、八代市松中信彦スポーツミュージアムで、指定管理者となる団体の名称は、九州綜合サービス株式会社です。指定期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間でございます。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、先ほどと同じように、別紙の資料をごらんください。

3の九州綜合サービス株式会社からの提案価格は460万円で、市の基準価格と同額となっております。

4の指定管理者候補者の概要は記載のとおり、5の指定の経緯につきましては、申請期間を10月30日から11月5日までの7日間とし、11月12日に選定委員会を開催、同日に候補者の決定を行っております。なお、応募状況は非公募でございます。

6の今後の日程としましては、サンライフ八代と同様としております。

8の選定結果につきましては、3ページをごらんください。

5項目にわたりまして、200点満点で審査が行われた結果、審査委員9人の平均点の合計点が153.3点となり、候補者選定の基準である100分の60以上を満たしております。

続きまして、4ページをごらんください。

指定管理者候補者からの提案といたしまして、八代出身のスポーツアスリート展の開催、旅館組合や日奈久温泉旅館組合と連携した宿泊者半額サービスの実施、祭りやイベント観光ツアー参加者への入館料割引サービスの実施、よかところ物産館との一体的な管理による館長兼務や職員の流動体制の実施などの提案がなされて

いるところでございます。

また、選定委員会委員からは、同一敷地内併設施設との連携した計画となっている、地域雇用への配慮がなされている、リピーターをふやして収入を上げなければならない、よかところ物産館とのさらなる連携が必要などの意見が出されております。

次に、指定管理委託料の基準金額の算定根拠について説明いたします。

5ページをごらんください。

算定根拠資料の下段の基準金額の算出表でございますが、人件費が273万1000円、管理運営費が239万円、収入が57万6000円でありますことから、①の支出計から②の収入計を差し引きました460万円を基準金額として算出しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません、確認したいんですが、設置当初のときのですよ、設置に際してのときの入館者数とかのあれ、予想ちゅうか、示されたと思うんですけど、そこ辺ばちょっと教えてもらってよかですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 設置当初はですね、未来の森ミュージアムと同数の入館者数の3万7000人を予定しておったところでございます。（委員野崎伸也君「1年間ですよ」と呼ぶ）1年間3万7000人。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。1年間3万7000人。（商工観光部次長宮村明彦君「はい」呼ぶ）予想ですかね、これ。予想ですよ。（商工観光部次長宮村明彦君「そうです」と呼ぶ）

あと、済みません、じゃ入館料は幾らになつとですか、収入は。3万7000人と。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 済みません。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 資料を調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） 時間かかりますか。小会します。

（午前10時54分 小会）

（午前10時54分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。失礼いたしました。

未来の森ミュージアムが3万7000人程度、1年間入館者数がありますので、それを参考にさせて3万7000人の入館者数というふうに予想をさせていただいて、一般人が300円、一般の方が300円、それから小中高校生が200円、それぞれ2分の1っていうふうに仮定をさせていただいてるところでございます。1万8500人かな、済みません、半分ずつということで、合計が925万円の入場料収入を予想。それから、指定管理が279万8000円、及び受託販売等々合わせまして1700万程度を収入として予想しているところでございます。——あっ、済みません。そうですね、1700万円程度を収入として当初は見込

んでおりました。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ありがとうございました。

質問を変えますけど、これ単年度でずっと、ここ何年かの指定管理していただいたと、出していただいているってということなんですけれども、方向性として、どやんしなつとですか、どやん考えなんですか。まあ当初、1年間で出したかって言われたとき、議会に対してですね、提案されたとき、1年間だと、そのときの何か方向性ちゅうか、説明とですね、最近の何かその説明がですね、変わってきてるように見受けられるんですけれども。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。経過を踏まえながら、お話しさせていただきますと、今、野崎委員さんがおっしゃったのは、24年度よかところ物産館、同じ、同一敷地内にあります物産館と一括公募っていう形で公募させていただいたと。そのときに、よかところ物産館は3年間、松中信彦ミュージアムは1年間っていうことで公募をさせていただいたところで、今の現在の九州総合サービス株式会社さんが指定管理をされてると。そのときに、なぜ松中信彦が1年間なのかっていうことに関しましては、野崎委員さんから御指摘もありましたが、当初予想されていた入館者数、あるいはそれに伴う入場料、収入ですが、と実績が大きく乖離をしているということで、経営状況も余りよろしくないということを踏まえたところで、1年間ごとに御報告をさせていただいて、経営の見直し等を図りながら御審議いただき、1年ごとの指定管理をお願いをしてきたのかなというふ

うに思っています。

その方向性といたしましては、観光施設でございますので、観光の、松中信彦ミュージアムの中には青少年の健全育成というようなことも入っていますが、——を踏まえて、観光施設として、より市内外の観光客を誘致するという大前提の中で、いろんな事業を行っているところでございます。ただ、松中信彦さんを初めスポーツに関する——が中心となる情報発信の観光施設なのかなという事で、何回か前からか、スポーツ情報発信拠点施設としての位置づけもさせていただいて、それは委員会でも御了承いただいたというふうに私は思っております。そのようなことで、御報告を毎回させていただけるのかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。1年ごとに提案されてるのは、1年間で経営状況とかどうだったのかというのを考慮してっていう話でしたよね。で、提案させていただいてると、1年ごとというようなことなんですけども。実際、今、余りよろしくないんですよ、1年ごとに下がってきてるというような状況。一生懸命頑張っておられるのは、何か、いろいろ見たり、聞いたりのするんですけども、残念ながらというように思うところだと思います。

あと、いろんな、当初のですね、設立の、何か目的が、何かいろいろちょっと、いろいろ複雑化してきているのかなというふうに思いますけれども、当初観光施設ですよ、やっぱこれはですね。もうけていただかぬと困るということもありますし、隣のですね、物産館のもうけの分までですね、ちょっと食われてるような部分ありますんで、非常に何か残念だなというふうに思うんですよ。

私の中では、1年間ごとにですね、休館も含めてですよ、どういうふうな、検討をしていく

っていうふうに、私は認識をしとったんですけども、ちょっと何か違ったのかなというふうに思っています。

あと、何て言えばいいのかな、——次、ことし1年で、物産館とのあれが一括でできるようになるちゅうかですね、期間がっていう話なんですけど、また1年でですね、非常に、今言いましたように、存廃も含めてというか、今後の方向性もちょっとしっかりしたものを立ててですね、検討ちゅうか、やっていただきたいなっていうふうに思っています。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） 一ついいですか。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。済みません、ちょっと2点だけ教えてもらいたかったんですが、この基準金額の算定表の中で人件費が2名、これが八代市非常勤職員の単価で書いてありますが、当然これは、八代市が非常勤を雇って入れるわけじゃないですよ。それが1点。

それともう一つ、管理運営費の中で委託料というのがありますね。これは実際どういうことなのか、わかりますか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。まず、職員に関しましては、指定管理っていうのは、考え方でございますけども、その館を管理運営していただくことをお願いしようという、その事業をお願いしようということで、そこに書いてますように、市の非常勤職員の単価を充てさせていただいて、2名いらっしゃれば、館は管理はできるだろうということで、予算計上させていただき、これはもう、指定管理者のほうで雇っていただくっていうふうに考えております。市のほうで予算は算定はするんですけど

も、委託料としてお支払いし、雇っていただく  
っていうことでございます。

それから、委託料につきましては、清掃費、  
それから警備費等々が、これに含まれておりま  
す。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。なぜお尋ねをし  
たかったかといいますと、八代市の非常勤職員  
さんの単価で計算がしてありますよという話な  
んでしょうが、どのみち受けられるところは民  
間で、利益も追求されるでしょうけれども、果  
たして、この単価で勤めてみえる方に払われて  
いる云々という確認は、なかなかできぬのでし  
ょうが、この金額で払われとるんですかね。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次  
長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。実際  
については、もう少し高い金額でお支払いに一  
一会社のほうはですね、されていらっしゃるよ  
うにも聞いております。ただ我々としまして  
は、繰り返しですが、管理をするためには、こ  
れくらいの人件費で、お二人いらっしゃるばい  
いのかなというところで算定をさせていただい  
てるというようなことでございます。（委員前  
垣信三君「はい、わかりました。いいです」と  
呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありません  
か。

笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。これ、4ペー  
ジを見ますとね、指定管理者候補者の提案とし  
ても、八代市出身のスポーツアスリート展の開  
催とか、それから、委員会の皆さんの意見の中  
にも、そのことが書いてありますね。委員会の  
皆さんの意見としては、アスリート展の開催な  
どで改善が見えつつあるというふうになってま

すけれども、この1年間、どのような催し物な  
さってきたか、教えていただけませんか。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） 水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。24年  
度、25年度のところを少し申し上げたいと思  
います。

青少年の健全育成というような部分のところ  
の意味もございますので、高校のソフトボール  
部の部活動の状況の紹介、あるいはアーチェリ  
一部の部活動、全国大会とか、いろんな地方大  
会での活躍の御紹介、それと、陣内貴美子さん  
の展示、関係物の展示、それと、守田満さんの  
特別展というのも行っております。あと、学童  
関係の野球大会等につきましても展示を行って  
おりますし、選抜の野球大会、こういったもの  
の特別展あたりも行っております。また、ごく  
最近のお話でございますけれども、八代の水泳史  
展ということで、水泳協会さんのほうの御協力  
も得まして、水泳史展のほうも行っております。

こういった状況でございます。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（増田一喜君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。ありがとうご  
ざいます。

そこで、それで少しはお客さんがね、入っ  
てきたということになってるようですけれども、  
私はもっとね、もっと取り込んでいいんじゃな  
かろうかと思うわけですね。例えば、オリンピ  
ックにもいろいろと種目がありますけれども、  
特にパラリンピック等のね、選手たちの活躍状  
況とかをね、やっぱあの会場で上映するとか、  
そういうのをやっぱり子供たちに、頑張ればで  
きるんだというようなね、そういうのを育成し  
ていくためにも、そういう取り組みも私は必要  
じゃないだろうかというふうに思っているわけ  
ですね。ぜひ考えていただくというか、そうい

うふうにしていきたいなあというのと。

それから、会場費、入場料ですけどね、例えば、お母さんが子供と一緒に入館される場合に、大人300円、子供、小中学校200円となってますけれども、あの会場、ミュージアムに入って、やっぱりそれだけの価値があるかというようなことを考えるとね、若干、もう少し入館料は検討していただいてもよろしいんじゃないかなろうかと、より多くの人たちが入れるように工夫したほうがいいんじゃないかなろうかというふうに思うわけです。少人数よりも、多くの人があミュージアムに出入りをするということが、あのミュージアムを維持していく、何ていうかね、——会館にもなっていくんじゃないかなと思うんですね。決してお荷物にしない、八代市のお荷物にしない、みんながやっぱり親しめる、そういう会館に、せっかくつくったならね、やっていく必要があるんじゃないかというふうには私は思うわけです。検討していただきたいなあと思います。

以上です。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。5ページの利用状況及び入館料などの一番下ん表で、25年度見込みという欄のあつとですが、24年度よりかふえとつとですよ、何とも半端な数字で。この根拠というのを教えていただけますか。何ですつと減つとつとに、25年度はふやす見込みができるのかという。

○委員長（増田一喜君） 水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。全体的な傾向としましては、例年どおりの入場者というようなレベルかと思っております。ただ、本年は5月に行いましたスリーデーマーチのコースのほうに、松中ミュージアムも取り入れまして、ミュージアムの中もウォーカーが歩いていただくということで、そのウォーカーの方を数

百人、中のほうにですね、入館をいただいたというようなことも若干反映して、微増というふうな形になっておるのかなというふうに思っております。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） いやいや、思っておりますじゃなくて、こういう数字ば出しなはっただいいけんですたい、その積算根拠については思ってますじゃなくて、しっかつた話でしていただかぬと、おかしなつとと思うとですよ。そして、こら有料ですけん、そっちは無料じゃなかつたですか。そっちは有料やつたつたですか。まちつとしっかつた話ばしていただかぬと。

○委員長（増田一喜君） 水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） 恐れ入ります。ただいま申しましたウォーキング、ウォーカーの方の入場というようなことが要因でふえておるといふようなところでございます。

それと、入館料については、有料ということでやっております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） しっかつた積算根拠ばしならぬけん、いろいろあつとじゃなろうかと思うとですよ。先ほどの次長の話でも、実際これよりか高う払われとつていう話ならですたい、そこば知つとつとなら、なして人件費ば上げた、あればせぬとかと思うとですが、その辺などげん考え方ですか。なぜ、わざわざ低く見積もつて、そつば委託管理さつとつとですか。そして、赤字起こしたとか、いろいろ言うてですたい、せぬばんと。その辺なしっかつた見積もりばして、しっかつた金額ば提示すればいいのに、なぜそげん、何か誤つた数字で、そつばせぬばならぬとかですたい。先ほどの話でも、10分の1もいかぬ数字ば見積もつとつて

からですばい、と思いますぐらいの返事ば訂正するという話は、私はおかしかと思うのですが、その辺の話はぴしゃっとせぬばですたい、おかしかと思うのですが、今後の考え方にしてもですたい、反映されていくべきだろうと思うのですが、その辺の考え方ばしっかりしてください。しっかりした、——どのように考えられますか、質問ですけど。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。私のほうから、人件費の考え方でございますが、繰り返しのお話になりますが、管理するためにはこの程度の金額でよろしいというふうに考えております。ただ、実際支払われてるこの人件費を、あるいは委託料を、非公募でございますので、これにつきましては、あえて、九州総合サービス様と打ち合わせはさせていただいたところで、一応の納得をいただいたところでこの金額ということでございます。ですので、我々とすれば、先ほどの話ありますが、一体型っていいですか、よかところ物産館と松中スポーツミュージアム、一体管理することによる効果を期待したところでの委託料積算ということでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） この程度でいいという、その根拠は何ですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。この程度でいいいいいますのは、正職員ではなくて非常勤職員を充てて十分というようなところの趣旨でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） その中で、それより多く払われているという認識があるわけですよ。その辺の差は、どのように、おっしゃる話かもしれぬとですが、実際、そのあつとにですたい、どぎゃん、どう考えたがよかったですかね。そっでよかったですかね、実際、払われたとがわかりながらですよ。その後に経営努力を求めたちゅう話なんですかね。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。実際業者、相手の九州総合サービス様の運用にしましては、松中信彦ミュージアム館長も兼務、それから、職員についても流動体制をとっていらっしゃるということで、どのような支払い方されてるか、若干わかりません。松中信彦ミュージアムの従事分が幾ら、よかところ物産館の従事分が幾らというようなことはわかりませんが、お話聞くと、若干高目っていうふうなことを聞いてるということで、済みません、余り正確なお答えになってなかったことで誤解をお招きしましたけども、そのようなことでございまして、繰り返し申し上げますと、業者様と打ち合わせさせていただいた金額でございます。

（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（前垣信三君） はい、済みません。最後にいっちょいいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。済みませんね、細かいこと聞いて。この管理運営費が、その他が110万かな、230万のうち110万がその他じゃないですか。このその他は大体どういうもんがその他なんですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次

長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。申しわけございません。消耗品費、それから委託料、光熱水費っていうのを、表に出したもので、その残りをその他てくくってしまっておりますが、申しわけございません。例えば、松中信彦さんの展示物を、やっぱり保険掛けにやいかぬということで保険料、これが六十数万します。（「それが一番太かった」「それが太かったな。そやんと掛けよなってな」と呼ぶ）それから、先ほど言いましたが、突発のための修繕料20万程度計上させていただいて、もろもろでございます。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はいはい。ようわかるんですが、さっき亀田さんもおっしゃったみたいに、もっと、その他が大きければですね、わかるような説明をされとくといいたいと思うんですね。まあこの施設自体が営利施設じゃないものですから、八代市がどういぐあいにして保管していくか、管理をしていくかが一番の焦点だと思うんですよね。だから、それが、今後やめるか、どうするかちゅう話にもなるんですが、まあ続けるのであれば、必要な管理料は、管理体制の負担をせないかぬと思うんですね。何か知らぬけど、数合わせみたいな数字が出るともんだからですね、今後はこのあたりもしっかりわかるような説明をされないかぬのかなとは思っていますね。はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） はい、いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、村上委員。

○委員（村上光則君） 今、休館になっておるようですね。休館になっているようですね、今、松中信彦の会館は。さっき言われたアスリート展示をするための改築工事をするんです

か。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） 水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。現在工事も一番最後になっておりますけども、館内のホール内壁面のほうに、展示ケースのほうを、工事ということで、閉館にしております。おおむね工事のほうが終わりまして、月曜日いろいろなショーケースの中への搬入を行いまして、来週火曜日から再開館というような予定にしております。

○委員長（増田一喜君） 村上委員。

○委員（村上光則君） さっきアスリートの展示をするという、名前も言われましたけど、それ以外には援助をするということを考えてらるっとですか。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） 水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。新たに展示のケースを設けましたが、2つのケースでございますけども、現在、松中さんのほうからお預かりしている物品関係でも、貴重な物も全て展示ができない状況です。スペースの関係で、全てが展示できない状況でございますので、基本的には、松中さんの貴重な展示できていない物の展示というのがベースになるかと思っておりますけども、今後はさまざまな特別展等においてもですね、こういった新しくできたところも活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、工事やられてるという関係なんですけれども、お金の流れはどやんなっとつとですか、予算的な。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、水本観光振興

課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。この展示ケース、館内ホールの中の、この工事につきましては、本年度の当初予算のほうで予定をさせていただきますいております。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 経営が悪化してからですたい、いろいろ言うんじゃないで、しっかりした見積もりの中で、要るべきは要る、出すべきは出すとの、しっかり精査していただきたい、しっかりした施設運営をしていただきたいというふうに考えます。やめろという話じゃなくてですたい、せつかくの施設ですけん、きちんとした形で運営していただかぬと、やっぱ何か言わぬばんごしますけん、その辺の考え方きちんとしていただければというふうに考えます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第126号・八代市松中信彦スポーツミュージアムに係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本

案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第127号・指定管理者の指定について  
（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館）

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第127号・八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。それでは、議案127号の説明をいたします。座って説明いたします。

4ページ、お開きください。

公の施設名称は、3つ施設がございますが、八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもとで、指定管理者となる団体の名称は、さかもと温泉センター株式会社です。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、先ほどと同じように別紙資料をごらんください。

3番目の提案価格は、市の基準価格3691万5000円に対するさかもと温泉センター株からの提案価格で、年3620万円、5年間で1億8100万円となっております。

2ページをお開きください。

施設ごとの提案価格の内訳を記載しております。

4の指定管理者候補者の概要は記載のとおりでございます。

5の指定の経緯及び6の今後の日程につきましては、サンライフ八代と同様となっております。なお、応募状況は公募で、2団体の申請があったところでございます。

8の選定結果につきましては、4ページの選定委員会集計表をごらんください。

5項目にわたり200点満点で審査が行われた結果、審査委員会委員9人の平均の合計点が、さかもと温泉センター株が154.9、右側のA社が147.7点となり、候補者選定の基準である100分の60を満たしているため、さかもと温泉センター株を候補者として選定されたところでございます。

5ページをお開きください。

指定管理者候補者から、癒しの場、憩いの場、生活の場を提供し、住民福祉の向上と地域振興、活性化への寄与、坂本地域でのイベントに関与し売り上げ増加と地域振興に貢献、住民参加型経営改善委員会、リフレッシュ委員会を設置し、利用者目線による提言システムの構築などの提案がなされております。ごらんのとおりでございます。

また、選定委員会委員からは、地域からの連携が大変よくとれている、地域資源を生かした提案がなされている、地域雇用への配慮がなされているなどの意見が、ごらんのとおりで出されているところでございます。

次に、指定管理委託料の基準金額の算定根拠について説明いたします。

6ページをごらんください。

さかもと温泉センターでございますが、人件費が1746万1000円、管理運営費が2942万5000円、利用料等収入が2343万4000円であることから、①の支出計から②の収入計を差し引いた2345万2000円を基準金額として算出しております。

7ページの憩いの家でございますけれども、基準金額算出表にありますように、基準金額を

783万9000円として算出しております。

さかもと館につきましては、8ページをごらんください。

基準金額を562万4000円として算出しております。

その下の表、3施設の合計の基準金額を、3691万5000円としております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（増田一喜君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。今回の指定管理者の指定に係る委託料は、前回に比べて、年間2000万くらいふえてますよね。2000万程度ふえているのには、説明が少し落ちてると思いますが、先ほどの話のように、どこがふえて、どこが減って、年額2000万程度ふえなければならないのか。

それから、それぞれの、——今までですね、説明では、指定管理者の指定をすることは、館のですね、——建物、館の管理運営をするための不足する分の委託料だっていう説明をずっと、2つしてあるわけですね。6ページですね、いわゆる歳出の分は人件費、管理運営費で、②の収入ですね、これ、収入は施設利用、入浴、食堂、物販、雑入、平成22から24年度の実績平均値2343万4000円、ちょっと字が小さいからあと見えないんですが、これになりますかね、上の表からいって。例えば、食堂収入とか物販収入とかっていうのは、管理運営に係る費用、それで必要なんですかね、これは。なぜ、あえて、私はこの館の運営のためには、収入のための費用はこれ必要ないんじゃないかと思うんですけど、まずそのあたりどんなですか。

まず、2000万ふえている数字、根拠の説明、内訳、どういったものがふえて、どういったものが減って、2000万ふえるかということ。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。ありがとうございます。

松永委員さんのほうから、2000万ふえたってということなんです、これは、今、指定管理を受けていらっしゃる指定管理料、委託料が1560万円から計算すると、そういうことになるのかなというふうに思っています。

私どもといたしましては、前回の指定管理者募集時におきましては、指定管理者としてお願いする委託料の算定基準額は2335万3000円としておりました。775万3000円ですか、程度少ない金額で、さかもと温泉センターさんが提案されたというところでございますので、2335万、我々の基準額、前回の基準額と比較させていただいて、御説明させていただければというふうに思っています。

今回、職員、先ほどもお話しさせていただきましたが、職員の人件費の単価、ボーナスの有無、一般管理費、これは入れちゃいけない、これは入れるとか、そういうのばらばら、ちぐはぐでございましたので、その辺の算定根拠の統一を図ったところでございます。3691万5000円を基準算定しております。

そうなりますと、どこがどうふえたのかちゅう話でございますが、増額の内訳といたしましては、職員の人件費単価等の統一、燃料費、電気代の高騰によりまして約680万円の増額、あるいはまた、入浴料、食堂、物販、施設利用等の収入の減収による補填的なもの670万円、合わせて1350万円の増額というふうに算定しているところでございます。

あわせまして、管理をすること、指定管理を、管理業務を委託することなので、食堂収入、物産収入等は不要なんではないかちゅう話でございますが、それから、収入のところは合わないというような御指摘だったかと思えますけれども、入浴料は全額、施設の利用料につきましては全額、食堂収入と物産収入につきましては、経費等を差し引いて、一部収入として、ここに充てさせていただいてるところでございます。

委員さんから御指摘、会館の管理だけをお願いするのであれば、その食堂収入とか物販の収入ちゅうのは見るべきではないかというお話だったかと、御指摘だったかと思えますが、前回もそのように収入、一部充てさせていただいているところで、その考え方を今回踏襲させていただいたということで、今後の検討課題にさせていただければと思います。

以上です。

○委員（松永純一君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 松永委員。

○委員（松永純一君） そしたらですね、この表がですよ、今、入浴料、食堂収入、物販収入、施設利用料って、ここに収入、その3年間の平均がこうだと書いてあるのは合わないんじゃないですか。その説明がないと。だから、例えば、食堂収入はですよ、一部を収入に上げるということであれば、その収入を上げなければならぬんじゃないですか。物販収入にしてもそうですよ。このまま足していいたら、この収入の金額は合わないですよ。ですから、それは、わかるように、先ほども誰かありましたように、わかる、説明できる資料をですね、出して、説明してもらわないと、これではですね、ちょっと内容が、私は合わないと思うんですけど。その辺はどんなですか。3つともですよ、恐らく。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。大変申しわけございません。おっしゃってるとおり、わかりやすい資料になってないことに対しておわび申し上げます。訂正しなきゃいけないと思っております。

ちなみに、口頭ではございますが、若干収入の内訳を説明させていただければと思います。

まず、6ページ目の収入の施設利用でございしますが、——万円単位で説明させていただきます。103万円。入浴料が1651万円、食堂収入が152万円、物販収入が208万円、それから、最後に雑入ってございますが、これは自動販売機とかゲーム機、あるいは整体が、この場合されてますが、その収入ちゅうことで227万円で、合計2345万円程度になるということでございます。

続きまして、あわせてあと2つの施設も説明させていただきます。

7ページでございますけれども、入浴料が353万円、物販収入が44万円、雑入、これも自動販売機等でございますが、26万円、合わせると424万円程度になります。

最後のさかもと館でございますが、施設の利用料が5万円、食堂が64万円、物販が同じく64万円、雑収入が184万円、319万円になります。

大変申しわけございません。今後の課題とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員（松永純一君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） そこですね、この食堂収入、物販収入、それぞれ実績から下がると、これは、基準っていうか、率っていうか、そういうものは何かあらかじめ決めてあるんですかね。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。基本的に、経費等を差し引いたところの、これくらい、経費等差し引いた収入っていうようなことで、お考えいただければ結構かと思えます。

（委員松永純一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 先ほどと同じ話で、もうあつですが、温泉センターの部分で、25年度の見込みが5000人減つとるですよ。24年度は、何か修繕のあったですけん、休んだ期間があったですけん、5000人減つとってはよくわかつとですが、その辺の入館者数の減少の見込みと、先ほど前垣さんからありました、その他の部分の1500万の部分について、説明をお願いしたいと思います。

余り、資料のざつとかつですよ。まちつと、わかるごてしてもらえばよかつですが。

○委員長（増田一喜君） どなたが答えますか。

○坂本支所総務振興課長（下村孝志君） はい。

○委員長（増田一喜君） 下村坂本支所総務振興課長。

○坂本支所総務振興課長（下村孝志君） はい。失礼します。坂本支所総務振興課、下村です。

25年度の見込みですけれども、さかもと温泉センターの入館者数の減なんです。4月に温泉センターのボイラーを改修いたしました。その分での減員ということで見込んでおります。

以上です。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。私のほうから、その他の経費でございますが、1500万でございますが、主なものといたしましては、燃料費の重油代でございます。1200万程度。それから、通信費、ケーブルテレビとかNHK、電話等々でございますが、これが43万円程度が主なものでございます。

以上です。済みません。よろしくお願ひします。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい、いいです。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第127号・八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第128号・指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設）

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第128号・八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農

林産物流通加工施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。それでは、議案第128号の説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

ページ、5ページでございます。よろしくお願ひいたします。

公の施設名称は2つございます。八代市ふれあいセンターいずみと八代市農林産物流通加工施設で、指定管理者となる団体の名称は、株式会社いずみ。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

選定結果につきましては、別紙資料をごらんください。

2ページをおあけください。

3の提案価格は、市の基準価格1159万1000円に対する株式会社いずみからの提案価格で、年間1132万円、5年間で5660万円となっております。

4の指定管理者候補者の概要は記載のとおりでございます。

5の指定経緯及び6の今後の日程につきましては、サンライフ八代と同様でございます。

応募状況は公募とし、1者のみの申請となっております。

8の選定結果につきましては、4ページの選定委員会集計表をごらんください。

5項目にわたり、200点満点で審査が行われた結果、審査委員会委員9人の平均点の合計点が158.1点となり、候補者選定の基準である100分の60以上を満たしているため候補者として選定されたところでございます。

5ページをお開きください。

指定管理者候補者からは、地域の農林産物と

加工品の活用、地域の観光振興への貢献と、ここ保護活動で書いてございますが、大変申しわけございません、誤植でございまして、広報活動——広げる報道の報、広報活動というふうに御修正よろしくお願ひいたします。申しわけございません。続きまして、県との連携によるイメージアップ、全国ブランドの確立の4つの提案がなされております。

また、選定委員会委員からは、営業力の強化と委託料の削減の努力、紅葉時期以外の売り上げ向上のための取り組み、在庫量の調整、ヒット商品の取り組み強化などの意見をいただいているところでございます。

次に、指定管理委託料の基準金額の算定根拠について説明いたします。

6ページをお開きください。

基準金額の算出表にありますように、人件費が865万9000円、管理運営費が608万9000円、利用料等収入が315万7000円でございますので、①の支出計から②の収入計を差し引いた1159万1000円を基準金額として算出しております。

以上で説明を終わります、御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですので、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第128号・八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第134号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第134号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部長。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。失礼いたします。

議案第134号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について、泉支所総務課長の橋本のほうから説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉支所総務振興課長の橋本です。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

33ページ、議案第134号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について、について説明をさせていただきます。

提案理由は、消費税率改定に合わせて、施設の使用料の改定を行うとともに、施設の一部の供用方法を見直すため、八代市五家荘観光施設条例の一部を改正する必要があるためです。

34ページから35ページについて説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、別途配付資料としております、八代市五家荘観光施設条例の一部改正新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。134号の新旧対照表というものは、はい、そうです。済みません、別途配付です。

それでは、――申しわけありません、新旧対照表につきましては、関係部分の抜粋となっておりますので、よろしくお願ひします。

まず、第2条、名称及び位置の表中、五家荘草花資料館の項、1の欄、77番地1を106番地9に改めるものです。

本施設におきましては、隣接する五家荘溪流キャンプ場と同時に整備建設されたものであり、建設地が同地番となっておりますが、今回地籍調査事業の事前調査によりまして、地番の誤りが発生しておりましたので、改正を行う部分でございます。

第3条、業務の、各号列記以外の部分中、「左座家及び五家荘草花資料館にあつては第3号及び第5号」を「左座家にあつては第3号及び第5号に、五家荘草花資料館にあつては第3号から第5号まで」に改めるものでございます。

これは、観光施設の業務におきまして、五家荘草花資料館の附属設備の利用に関する規定を追加するものでございます。

別表第1、五家荘平家の里観覧料、別表第2、五家荘平家の里、緒方家、久連子古代の里、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設の使用料につきましては、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改正されることに伴う料金の改定であります。新旧対照表のほうをごらんいただき、読み上げ部分を省略させていただきたいと思ひます。

改正案の中段下方の五家荘草花資料館につきましては、区分、休憩室、物品の販売を行う場

合、使用料、売上金額の100分の30に100分の108を乗じて得た額、営利を目的とする用途（販売行為を除く。）で使用する場合、使用料1時間当たり410円を新たに追加しております。

なお、備考1、営利を目的としない用途で使用する場合使用料を無料とする。2、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするとしております。

附則によりまして、施行期日及び経過措置を定めているところであります。

以上、第134号・八代五家荘観光施設条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願ひします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。いろんな部分です、消費税の関係で、いろいろ使用料とかですね、いろんな部分で改正っていうのが行われると思うんですけども、こういった根拠なんですかね、この金額の設定ちゅうのは。そこがちょっとわからないんですが。10円だったり何か、幾らかな、50円だったりとかっていうのがあつとですけど。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（増田一喜君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 着座にて説明させていただきますけれども、使用料につきましては、現在の使用料が消費税込みの額で算定してございます。その分が、5%の消費税を算定しておりましたので、現使用料100分の5で割り戻しまして出しております。それに、今度は100分の8を掛けて出して、10円未満の端数が生じた場合切り捨てという形で出しております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

あと、何か、物販ばする、今度新たにそこで物販ばするけんが、こればまた条例ばつけ加えたちゅうことなんですか。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） ええ、あの、——済みません、委員長。

○委員長（増田一喜君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。今回の改正に伴いまして、もともと草花資料館においては、開放ていいますか、施設としておりましたので、料金を取っておりませんでした。ただ、今年度もですけれども、一部の利用者のほうから、そこで、いわゆる営業とか、そういったものに使わせていただきたいということで、利用の申請があつておるんですけれども、規定がなかった関係上、貸し出しをしておりません。そういった関係で、今後また、先般のテレビ中継等でも利用したいとか、いろいろ出てきておりますので、収入をふやすためには、そういったところに開放して使わせるのがいいのではないかということで、料金を設定したところです。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第134号・八代市五家荘観光施設条例

の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 続きまして、議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正について説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

37ページ、議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正についてです。

この条例につきましても、消費税率の改定に合わせた施設利用料金の改定、施設の利用時間区分見直し、施設の追加等を行うに当たり、条例の改正が必要であるため提出するものでございます。

38ページ、八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部を改正する条例をごらんください。

八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正につきましても、先ほどと同じように、配付の新旧対照表において説明をさせていただきたいと思っております。

別表第1中、施設名欄に、新たにきなっせホールを加えております。これは、きなっせホールにつきましては、これまでリーススペースと

して無料で利用をしていただいております。  
特段利用料についての規定をしておりませんが、施設の有効利用、それから、活用を図るためには、改正をし、料金を徴収するものとしたものです。

別表第2につきましては、他の市有施設の料金徴収体系に近づけるために、一月単位での利用料を前提とする食材提供施設及び特産品展示施設、当施設のレストラン部分と特産品販売所を除きまして、利用時間帯を設けて、金額を設定するものです。それぞれの区分ごとの料金の読み上げは省略させていただきますが、新たな区分のきなっせホール以外につきましては、消費税率の改定による見直しであり、設定時間帯についてを、午前、9時から12時まで、午後、13時から17時まで、時間外の3通りとしております。なお、きなっせホールの利用料金につきましては、会議室、和室、体験工房の2倍近い面積を有しております、それぞれの設定時間において、2倍の料金として設定しております。

備考欄におきましては、他の市有施設の料金徴収体系に近づけるために、食材提供施設、特産品展示施設を除く各区分において、冷暖房を使用する場合に、1時間当たり100円を加算することと、会議室、和室、きなっせホール、体験工房につきましては、18時から21時までの時間外利用ができること、その場合の利用料金が同じ3時間の利用であります、9時から12時までの利用料金と同額であることを規定しており、利用料金を明確にしております。

附則におきましては、平成26年4月1日から施行すること、施行日前の利用許可、納付利用料及び、それから、施行日後の利用許可、利用料金の適用について記載をしております。

以上、簡単ですが、議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正について説明とさせていただきます。御審議のほうよ

ろしく願います。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、済みません。ふれあいセンターいずみについては、指定管理者の話が出て、ここでは一応採決をしましたが、こん中で、食材提供施設とか特産品展示施設の一月当たりの金額が書いてあるんですが、これについては、指定管理を受けたところが払うという話なんですか。（泉支所総務振興課長橋本和郎君「そうです」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） 挙手を願います。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（増田一喜君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。済みませんでした。

指定管理を受けたところが、同じ経営をしております。当然運営していくわけですけど、その場合に、その施設使用料として月に納めていくという形になります。（委員前垣信三君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第135号・八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時00分 開議)

◎議案第136号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

○委員長(増田一喜君) それでは、休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開いたします。

まず、議案第136号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長(宮本誠司君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい、宮本水道局長。

○水道局長(宮本誠司君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)水道局の宮本です。座らせて説明させていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第136号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

内容につきましては、お手元に配付いたしております資料をもとに説明させていただきます。

改正の概要でございますが、1点目が、来年4月の消費税率の改正に伴います簡易水道使用料等の改正でございます。消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、条例第24条に規定しております簡易水道使用料を、基本料金、超過料金及びメーター使用料等、並びに条例第31条に規定しております設計手数料につきまして、改正前の金額に105分の108を乗じて得た額へ改正いたすものでございます。

次に、2点目が、泉町の樫木簡易水道におきまして、今年度に上水施設及び排水施設等の整備が完了し、今後水道水の安全で安定した供給が可能になるため、他の計量給水区域と同じ料金体系に改定をするものでございます。いたしまして、条例、別表第2中、計量給水区域に、五家荘地区簡易水道区域の一部(泉町椎原地区、泉町樫木地区)を追加いたしております。

最後に、3点目が、給水区域の変更でございます。資料3枚目の泉地区簡易水道位置図をごらんいただきますと、位置図右側に緑の線で囲んでおります地区が、五家荘地区簡易水道でございます。平成25年3月に、泉町五家荘地区の小原、椎原、樫木の3地区の簡易水道を統合し、五家荘地区簡易水道へ変更認可を受けておりました、条例別表第1中、4、泉町の区域、番号の11から13まで、小原、椎原、樫木の3地区の簡易水道を統合し、五家荘地区簡易水道とし、給水区域を泉町仁田尾地区の一部、泉町椎原地区、泉町樫木地区に改めるものでございます。

施行期日は平成26年4月1日からの施行とし、経過措置といたしまして、施行日以後の水道の使用に係る水道料金及び給水の申し込みに係る設計手数料について適用し、施行日前の水道の使用に係る水道料金及び給水の申し込みに係る設計手数料については、改正前の料金及び手数料の額といたします。

具体的に申しますと、水道料金は、平成26年度5月分の水道料金から消費税8%を適用することになります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長(増田一喜君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（増田一喜君） ないようですので、  
以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようでございます。  
す。

これより採決いたします。

議案第136号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（増田一喜君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次は、本来なら請願・陳情の審査に入るところですが、今回はありません。

なお、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

小会します。

（午後1時05分 小会）

（午後1時06分 本会）

#### ◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

#### ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（農地・水保全管理支払交付金事業について）

○委員長（増田一喜君） それでは、まず、農地・水保全管理支払交付金事業についてをお願いいたします。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 橋口農林水産部長。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、農地整備課のほうで、農地・水保全管理支払交付金事業ということで、現在実施しておりますが、本年2月の会計検査によりまして、一部補助金返還が発生しております。その内容について、潮崎農地整備課長より説明いたします。どうぞよろしく申し上げます。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、潮崎農地整備課長。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

報告に先立ちまして、皆様方に一言申し上げます。国の補助事業を担当する者において、補助金返還ということは大変不名誉なことであり、また、市の財政に負担をかける結果となったことが残念でなりません。今回は補助要綱の解釈につきまして、国と見解が分かれ、こちらの主張が最後まで認められず補助金返還に至った次第でございます。今後、二度とこのようなことがないように確認の徹底を図ってまいりま

す。皆様方に御心配をかけることとなり、申しわけございません。

それでは、報告に入ります。これから先は着座して説明させていただきます。

まず、資料の確認からお願いしたいと思います。前日早目に配付してあります資料、農地・水保全管理支払交付金事業に係る補助金（交付金）返還についてという資料、7ページございます。それから、資料、右肩に6番、参考資料と書いてございます、関係図面と写真集でございます。それから、本日お手元に配付されました、事業のパンフレット、それから、25年度の交付金一覧、共同活動及び向上活動という、市内で今活動中の組織の一覧表があります。最後に、その活動組織の位置図。以上が資料でございます。よろしく申し上げます。

それでは、説明に入ります。

平成25年2月25日から3月1日にかけて、会計検査院第4局農林水産検査第2課の実施検査が熊本県を対象に実施されました。この2課は、農林水産省農村振興局の事業を主に検査する課でございます。

この検査で、八代市が平成19年度から23年度まで実施した農地・水保全管理支払交付金事業（1期対策）のうち、事業実施主体の一つでございます昭和地域資源保全協議会が実施した産業廃棄物の処理が、補助対象として認められないとの判断を受け、補助金を返還する事態に至りました。

今般、その内容について当委員会に報告いたします。なお、本事案につきましては、平成25年11月8日付、熊日新聞にて報道されております。

これから、1番から5番までの各項目について御説明いたしますが、最初に、6番、参考資料を御説明したほうが、理解が早いかと存じます。参考資料をお願いいたします。

位置図になります。これは昭和の活動組織の

活動範囲を示してございます。北のほうが、大鞘川を挟みまして北新地、下が、白く抜けておりますのが、済みませんが、千丁町、それと郡築になります。左ほうが八代海とごらんください。

旗上げしてございます施工箇所、ここに産業廃棄物があった、それを処理したということでございます。

次をお開きください。

航空写真にて具体的に示してございます。白っぽく見える細長いのが、一応この遊水池、通称ダブと呼びますが、その管理道路でございまして、そののり面部分に、不当に投棄されたところがあったということでございます。

資料3ページをごらんください。

これが不法投棄、いわゆるハウスで使用したビニール類が大量に投棄されていた状況でございます。

最後に4ページをお願いいたします。

これが活動後ですね。ちょっとテープを張っておりますのが管理道路でございまして、泥を埋め戻し、その上に花を植栽するという形で完了させてございます。

資料5ページ、お願いいたします。

これが熊日新聞の記事でございます。前日の11月7日、平成24年度の決算検査報告というのが会計検査院から内閣へ送付されまして、そのプレス発表のもとに、熊日新聞の記者が記事を書いたものでございます。赤く区切りを入れている部分が、該当事案でございます。

それでは、1項目めの補助事業の概要のほうから説明に入ります。

資料2ページをお願いいたします。

補助事業の概要です。所管庁は農林水産省になります。事業名、農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援）事業でございます。

事業概要ですが、まず1期対策といたしまして、平成19年度よりこの事業は創設されまし

て、5カ年計画で1期対策と呼んでおります。

本事業は、農地や水などの資源の保全、その質の向上を図るため、農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体など、幅広く参加する活動組織をつくり、その組織の施設の維持、環境保全活動を国と地方自治体が支援する事業でございます。

交付金の対象になりますのは、農振の農用地でございます。それぞれ田んぼ、畑、草地に、反当りの金額が設定されておまして、面積に応じて交付金が出るということでございます。負担割合、国半分、県と市が、おのおの4分の1ずつでございます。

2期対策が24年度から再スタートしております。19年度から実施されている農地・水環境保全向上対策が組織活動に好評であったため、24年度から2期対策となり、今の補助事業名に変更となっております。

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域共同の取り組みを支援する共同活動支援、老朽化が進む農地周りの農業用排水路・農道等の長寿命化のための補修・更新等を取り組む、を支援する向上活動支援という2項目で構成されてございます。1期対策では、主に共同活動がなされておまして、2期目から向上対策が入ったと考えていただければ結構です。

具体的な詳しい中身は、パンフレットをごらんいただくとわかりますが、パンフレットの1ページのほうに、共同活動支援交付金、2番に向上活動支援交付金と列挙されてございます。後で、昭和地区の活動概要のほうで、このあたりを詳しく御説明いたします。

3ページ目、ごらんください。レジユメの3ページです。

交付金の流れを簡単に御説明します。共同活動支援交付金事業は、これまでは国、熊本県、八代市、それぞれの補助金を一旦、熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会というのが

あります、これは各県ごとに協議会を設置して、そこに一旦補助金を受け入れていただき、その協議会から活動組織へ交付金が流れます。

2期対策目からは、向上活動支援交付金も始まりましたが、これは少し変わっております。国の補助金はストレートに活動組織へ流れます。熊本県の補助金を一度八代市が受け入れて、八代市のほうから活動組織へ流れるという流れになってございます。

注意書きのほうですが、熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会とは、共同活動支援交付金に係る事業の実施主体として、共同活動支援交付金を対象活動組織に交付するほか、活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組まれている団体でございます。なお、事務局は熊本県土地改良事業団体連合会に置かれております。

続きまして、4ページ、お願いいたします。

昭和地域資源保全協議会の概要でございます。組織名は同じでございます。

代表者は、今、三嶋さんになってございます。

活動期間が、1期対策では共同活動を実施されました。今、2期目に入っております。共同と向上活動をそれぞれ予定されております。

構成員の内容ですが、農業者150名、これは一応世帯当たり1人という感覚でお捉えください。それから、非農業者が115人になります。その他自治会などの地元の団体9団体、これは昭和地区の自治会、それから老人会が3、それからPTAが1、それから消防団、それから北部土地改良区とJAやつしろの昭和支所となっております。婦人会が1つ抜けたようだったですかね。そのように、農家、非農家、地域の活動団体が構成するのが一つの要件になってございます。

昭和地区の農地の概要でございますが、協定農用地、これは区域の活動区域と考えていただ

ければ結構ですが、田んぼが383.1ヘクタール、畑22.1ヘクタール、合計405.2ヘクタール、そのうち交付金の対象となりますのが対象農用地でございまして、これは農業振興地域内の純然たる農地とお考えください。田んぼ346.24、畑6.62、合計の352.86ヘクタールです。

地域内にあります農業用の施設の主な中身ですが、開水路、これは用水路と排水路も含まれます、80.7キロ、農道27.7キロとなっております。

活動内容ですが、共同活動、これは先ほどの事業パンフレットにもありますように、共同活動といたしまして、農用地や開水路、農道などの点検、保全管理や草刈り、泥上げ、清掃、配水操作と砂利、農道などの砂利の補填、補充、そのような維持管理を、主に重きに置く事業でございまして。

向上活動は、ちょっとグレードを上げた内容とお考えいただければ結構かと思いますが、老朽化が進む農地周りの農業用排水路や農道等の長寿命化のための補修や更新となっております。草刈り以上に点検をいたしまして、補修が必要な部分、あるいは用水路におきましては目地詰めとか、不同沈下対策、ゲート等の補修とか、破損とか、このように補修とかですね、修繕等内容を含んだ活動が可能かと考えております。

なお、この活動にはソフト面への支援もございまして、例えば、勉強会とか研修会でありますとか、必要な備品の購入等も補助対象として認められてる事業でございまして。詳しくはパンフレット等をごらんいただければとございます。

ちなみに、そのほかの活動組織につきましては、一覧表で御提示しておりますとおり、市内には現在23の組織が活動してございます。

共同活動といたしましては、19組織が活動

し、事業費は全体として約5840万円となっております。

向上活動も同じく19組織でございまして。事業費は総額、約7389万円となっております。合計、約1億3230万が、平成25年の事業活動費となっております。

一部重複して、両活動をなさっておりますので、実質的市内には、今図面にはございまして、23の地区が活動してるということでございます。

それでは、本題に戻ります。3項目め、産業廃棄物処理に取り組んだ経緯について御紹介いたします。

まず、この事業に入ります前の背景といたしまして、当地区に不法にビニール類が投棄され始めたのは定かではございませんが、昭和40年ぐらいには投棄されたということでありまして。40年以上経過したこととなります。この間、八代市でもこの事実と、それに対する対応を検討した経緯もあります。

不法投棄に関しましては、まず第1に、投棄した当事者を特定し、その者に撤去を負わせることとなります。

次に、特定できない場合には、その土地の所有者に撤去を促すということになります。この考え方は、全国自治体の数多くの自治体がこのような考えを持っているということをお聞きしております。

しかし、当該地区の登記上の所有者は、ここは国、農林省になってございまして。その施設管理者が旧昭和村となっており、さらに、不法に投棄されたごみが大量であったため、これまで行政側が手をつけられなかったのが実態であったということになります。

昭和地区は、国営干拓事業で開拓された土地でございまして、底地の所有権は農林省が現在も持っておりますが、旧昭和村のときに、その施設の維持管理を昭和村へ覚書として渡してあ

るといふことで、実質的な管理者が八代市と、現在なっております。

このような背景を踏まえて、平成21年の9月でございましたが、もう活動を始めている途中の話になりますけれども、昭和地域の資源活動協議会の役員のほうから、市に対しまして、今年度の作業が計画どおり終わりましたが、約300万円ほどお金が残ったといふことで、繰り越しが発生する見込みになった。21年度の、今年度の計画に、この撤去は、農地・水事業で対応できないかと相談があったのがきっかけでございます。

そのときの市の廃棄物対策課の見解でございますけれども、当該地区の産業廃棄物については、以前から把握しているが、撤去については、市が原因者を調査し、原因者に撤去を行わせることとしている。不法投棄対策パトロールを実施しているが、ほかにも同じ状況の箇所が多数ある。これは市内のほかの箇所という意味です。撤去のめどが立たない状況である。

市の農地整備課の見解ですが、廃棄物は以前から長い間捨てられてきたようで、表面は草が覆っており、中は見えなくなっている。約200メートルにわたって蓄積されており、量が多いことから、市の廃棄物対策課では処理は困難だろうとのことでございます。

地域協議会、これは先ほど御紹介しました、土改連に本部があります県の協議会です。当該地区は協定区域内であり、周囲は農地であるため、産業廃棄物の撤去作業は可能ではないかと考えるという見解がいただけました。この見解が得られたものですから、翌日、組織の方がまた再度市を訪問なされて、一度県に現地を見て、意見を聞いてもらったかどうかという要請がございました。

そこで、10月の27日ですが、本担当課であります県の農村整備課、それから地域振興局の農地整備課、それから市の担当、それから地

元組合の役員さんで、現地調査をいたしました。そこで、最終的な判断といたしまして、市、県、地域協議会としての最終判断でございますけれども、19年の共同活動の手引の中に、現計画の活動実施に支障を及ぼさない範囲内で、廃棄物処理や廃屋の撤去について実施できる旨の記述があることから、今回の廃棄物、産廃等の処分を要する案件も対応可能ではないかと判断されると。しかし、これを行うには、一応次の条件を満たしてくださいと、地元組織に指導したところでございます。

①農地・水事業の現計画の活動実施に支障を及ぼさない範囲で、廃棄物処理を実施するのであれば、活動内容の追加について構成員へ説明し同意をとること。これは当初の計画をやった、全てやり終えて余裕があったらこの活動をしてください。それから、ちゃんと構成員の総会を開いて、もう一回同意をとってくださいという意味でございます。

②撤去後は、花などを植えるなどして、景観をよくし、不法投棄を防止すること。

③実施に当たっては、県や市の単価があればそれを利用することとし、単価がなければ複数者から見積もりをとること。

このようなことで、実際この3項目、守っていただき、実施したということでございます。

続きまして、4項目めです。会計実施検査時の指摘でございます。会計実施検査の最終日に、会計検査院のほうから講評が口頭で述べられますが、そこから抜粋したものでございます。

八代市に所在する昭和地域資源保全協議会は、平成21年度から23年度までに、八代市が管理する遊水池ののり面において、不法投棄により発生したビニール類等の産業廃棄物約400トンの処理を、約790万円で業者に委託し実施していた。しかし、当該業務は、本来当

該施設の管理者である八代市が行うべきものである業務であること、農地・水・環境保全向上対策の趣旨から鑑みると、その対象農用地の活動範囲から除外すべき地域におけるものではないかと思慮される。本件については、農林水産省の意見を徴するなどして、引き続き検討していくという当日のコメントでございました。

これから先、農林水産省と会計検査院での協議が進み、結局返還となったものでございますが、5番目、済みません、移ります。補助金返還の判断に至るまでの経緯でございますが、会計検査院の指摘もあるとおり、会計検査院と農林水産省の協議の中で、補助金返還の方向性で調整は進んだものと思われまます。25年の5月に、九州農政局より補助金返還の可能性が示唆された後、九州農政局、農林水産省からいろんな調査がございまして、遊水池の管理者は誰なのか、廃棄物撤去に至る経緯やその理由及び事業の要綱との解釈などについて、幾度となく聞き取り調査を受けました。そのたびに、県とともに反論をしたものでございますが、議論は平行線をたどりまして、最後まで廃棄物撤去の正当性は認められなかった。結局農林水産省の主張どおり、産業廃棄物の処理は、遊水池の管理者である八代市が実施すべきものということで、補助金返還の結論となっております。

なお、県費につきましては、県にも責任の一端はあるので、返還不要で調整を図る意向でございましたが、国費返還が決定した以上、県費も返還すべしとの最終判断から、県費の返還も要請されました。

以降は、事後処理の時系列になりますけれども、7月の23日、会計検査院より追加資料として、交付申請の写しであるとか、交付決定の写し、実績報告を求められました。

それから、24日には、会計検査院より地域協議会宛てに検査結果と返還の通知が届いております。それから、今後どのような対策をとる

か回答するように指示がっております。

8月1日に、地域協議会から会計検査院へ最終的な文書を送付してございます。

10月には、今後こういった事案が生じないよう、疑問点がある場合や判断がつかない場合などは、所管官庁である九州農政局、農林水産省と協議を行う旨の対応策を九州農政局に提出いたしております。また、活動組織に対しては、マニュアルに沿って正当な活動をされたということで、何の責任もない旨は、最初から最後まで上のほうには伝えてございます。

11月15日、実際協議会へ返還金分を振り込みました。

さらに、国のほうからてんまつ書の提出をお願いされましたので、八代市の名義でてんまつ書を提出いたしました。

今月下旬に、一応国と県費の返還については、ほかの市町村のてんまつ書がそろいということですが、これは今回の会計検査院の指摘が熊本県では八代市を含めて3地区ございまして、その3地区の他市町村という意味でございまして、てんまつ書が出そろい次第、地域協議会から振り込まれる予定でございまして。

返還額の内容です。検査の対象事業費でございまして、3カ年分の活動費4452万720円、1年間に直しますと1484万240円でございます、のうち不当とされた事業費が835万7180円、これ3カ年分でございます。そのうち国費相当が50%相当の417万8591円、県費が4分の1でございまして、208万9296円、市費は208万9293円、県費と市費の1円の端数は、単年度ごとの端数処理で若干違ってまいっております。返還額は、国費と県費合わせて626万7887円でございます。

それから、その産廃処理の主な内容を簡単に御説明しておきます。まず運搬処理、これは外部委託をなされております。この費用が約79

6万3000円となっております。それから、業者さんへの振り込み手数料及び重機の借り上げの賃料、それから、維持代等がそれ以外になってます。

なお、この作業には、協議会の活動の皆さんも参加されて選別やビニールの泥洗い、そういう活動は、地域の方々も参加されております。これは申し添えます。その分は返還の対象にはなりませんでした。

以上で説明を終わります。

○委員長（増田一喜君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（松永純一君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） わかりやすく言えば、補助金は、最終的に協議会という組織が受けて事業を実施したわけですね。ただ、遊水池が、八代市が管理しとるけん、当然八代市がすべきだとすれば、だから、もう、やったことに対して、八代市が返還分を協議会にやって、協議会から返還してもらおうと。市の分は差し引いて、だけん、事業費からやるということですけど、今度、今から予算化して出されるわけでしょう、その協議会に。もう予算は組んであるんですか。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、潮崎農地整備課長。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。これは、一応会計検査院と国に確認いたしまして、一旦協議会名から返すというよりも、会計検査院と農林水産省、八代市がすべきという判断をしておりますので、協議会経由じゃなく、ダイレクトに八代市からお返しくださいと、それでも結構ですという意見をいただきましたので、ダイレクトに八代市から県の協議会へ返し、県の協議会から国、県へ返すという流れで了解をとっております。

○委員（松永純一君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） 松永委員。

○委員（松永純一君） そしたら、当然八代市がせないかぬけん、もう協議会に一旦お金を流して、協議会から返還するんじゃなくて、八代市から直接県と国に返すということですよ。

これ見とると、交付金の名称からしてもですよ、産業廃棄物がいろんな事情で捨てられとって、それを地域協議会が、やっぱり地域の農地とか水を保全するためにやったわけですから、会計検査院の言うところが、何かちょっと自分たちの面目を保つために、何かやったっじゃないかなという気が、私にはするんですよ。当然、国庫補助事業というのは、いつ会計検査が来てもおかしくないような状況を、行政はいつも持つとるわけですから、そういうのと県も一緒になって、しかも、土改連にある事務局も一緒になって見て、やっぱり、市は会計検査院には直接物を申されぬですよ。その辺が、やっぱりもう少し、いわゆる補助金申請をして、交付決定までしとるわけでしょう、農林水産省は、要するに。そこまで交付決定までしとって、それが後から、いわゆるそこを会計検査院はいろいろ突いてくるわけですけども、そこは、もうちょっと何か、どやんかならぬだったかなあというのが、第一印象なんですけどね。そこは仕方ないんですかね。何かあれば。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、潮崎農地整備課長。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。冒頭も説明しましたが、八代市は最後まで粘ったということなんですけども、例えで言いますと、八代市としては、野球でいえばストライクゾーンのですよね、ボールとのぎりぎりのラインのストライクじゃないかと、ちょっと例を例えますと。国と農林水産省につきましては、そうじゃないと、本来八代市がすべきだという冒頭の考

えでした。そこで県にはお願いして、農林水産省の見解を正式に文書でお願いしますというところは、くどくど県のほうに申し伝えとったんですが、結論として農林水産省の見解は、文書では出せないと、会計検査院が出すからうちは出されぬというところでございます。

そこで、最後の、八代市が返還を受諾するに当たりまして、再度県のほうに御確認をさせていただいて、やっとな農林水産省の担当者と県のほうのやりとりの中身が、ちょっと私の方に流れてまいりまして、このような判断をしたんだろうということ、一応お聞きいただければと思います。

推測ですので、きょうの報告にはちょっと載せなかったんですが、事業の趣旨としては、農村環境向上活動の巡視とか点検及び清掃活動の位置づけであれば、——位置づけとしてですね、不法投棄をさせないようにパトロールとか啓蒙活動、そのような未然防止は認めようと。ただ、捨てられた産業廃棄物を処理することは認めないと。そもそも40年間、その存在を認識していながら、手をつけなかったものを処理するような今度の補助制度ではないと。結論から言えば、本省も会計検査院も産業廃棄物処理法というちゃんとした他の法律もあることから、八代市が長年持った懸案事項の解決の一つとして、八代市独自で処理すべき事案ではなかったんだろうかと、このような見解があつての判断ではなかったらうかと、私は推測するところでございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） 一ついいですか。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 補助事業として、そっ

ばすつときですたい、国、県と、やっぱりしっかり話ばしなつとでしよう。（農地整備課長潮崎勝君「はい」と呼ぶ）だけん、その辺の確認ができとらぬだつちゆう話になつていくとですか。確認なしたけれど、会計検査院の見解が違つたと。違つたと言え、また話ん違つとでしようばつてん、という点が1点と。

ちょっと話ば聞いとけば、もとは何か協議会のほうから話があつたつじやなからうという印象だつたつてすが、全て八代市で受けぬばんていう、その見解の根拠となるものすたい。協議会はもう全然責任はないと。全部八代市がかぶらぬばんという、協議会も何かしらかの、何もせぬちゃよかつたろうかという気もせぬでもなかつてすばつてん、その2点について。補助事業として確認の話とすたい。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい、わかりました。はい。

○委員長（増田一喜君） はい、潮崎農地整備課長。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。市といたしましては、補助金の補助要綱とか、補助の内容につきまして、疑問があるときはすぐ県のほうにお問い合わせるのが通常でございまして、県のほうも判断が迷えばですね、県のほうから本省のほうにお問い合わせして回答をいただくというのが通例でございまして、すから、市町村から飛び越してですね、なかなか本省のほうにはお問い合わせができないというのが事務の流れと御判断していただければと思います。

この案件につきましても、県のほうと、一応現地を見ていただき、県も一応即答じゃなくて、一応本庁にお帰りになって、県の判断としてオーケーということをしていただきましたもんですから、八代市としては、本省までの確認をとつての県からの言葉だつたか、そこまでちよつと今確認がとれないんですけども、一応内部的

には県の了解を得たということで進んだというのが1点ございます。

それから、もう一つの御質問、地域の話ですが、40年前から不法投棄というのは御説明したかと思えますけども、地元の方は常々不法投棄がないように看板立てたり、見回りをしたり、それ以上ふえないような活動はですね、これまでずっとなさってきてございます。今回の活動組織の中でも、当初はこれには手をつけずに、当時からの問題については、やはり産業廃棄物であるからちゅうこともあると思えますが、地元ではなかなか手をつけられないもんですから、それ以上ふえることへの防止というのは常日ごろからなさっていただいております。今回の事業の中身で、ひょっとしたら、お金もちょっと余ったというお話も申しましたんですが、余れば補助金は返還という形になりますもんですから、どうにかこのお金が利用できないかということで、八代市もこれで処理できればいいよなという、そういう前向きな方向性として、じゃ、事業で対応しましょうかというようなことでの活動と思います。

それから、ちょっと御紹介しましたが、何もかも外部委託にはできない制度になっております。必ず地域が活動組織と、行動として、一応みんなが清掃作業には入り込むというような中身になつとりますもんですから、100%外部委託なさらずに、地元も少しは肉体提供という部分もありますもんで、そういう範囲で、今回の活動でどうかなと判断したところでございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） しょっちゅう補助事業の補助金返還のあれば困っですよね。その辺に、何か対策ていうのですか、今後どげんすればこういうことが防げるかということは、何か話

し合われましたか。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、潮崎農地整備課長。

○農地整備課長（潮崎 勝君） はい。近ごろの農業サイドの補助事業ちゅいますのは、直接農家へお金が流れるという事業メニューが多くなってきております。今後多分多くなってくるんじゃないだろうか。普通、市に入ってトンネルで流しますもんですから、なかなか自分たちが実際の補助を使う身にならないもんですから、少しそのあたりの甘さがあるかということも、ひとつ今から考えていく必要があるということ認識してございます。

常日ごろ、こういう要綱の解釈につきましては、国のほうも遠慮なく聞いてくださいという言葉もですね、いただいておりますので、今後は迷ったら、まず課内で一回話を、意思を統一する。そして県、県にわからぬときは当然国のほうに直接聞くにもよし、県に念をとると。要するに冒頭申しました確認の徹底、これは今後重要な補助事業の執行の体制の中です、重きに置きたいと考えております。もう既にそのようなことは、課内では検討してございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） もう一つよかですか。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） これはもう、写真で見ると、草花が植えられて、結局ビニールシートは撤去されて、覆土をして、花が植えられているというふうに、きれいになつとることというのですか。（農地整備課長潮崎勝君「はい」と呼ぶ）

そうすると、考えによっては、役務の提供があつとるわけですから、人夫とかですね、今835万かかつとるですけども、八代市がしたら

1000万ぐらいかかっとっかもしれぬですよ  
ね。(農地整備課長潮崎勝君「そうです。プラ  
スアルファ」と呼ぶ)ということになれば、補  
助金は返還せないかぬばってん、ちっとはよか  
ったっかなちゅう考えにも、そら受けられぬこ  
とはなかですよ。ぴしゃっとでけとれば。

○農地整備課長(潮崎 勝君) はい。

○委員長(増田一喜君) はい、橋口農地整備  
課長。

○農地整備課長(潮崎 勝君) はい。先ほど  
亀田委員にも御説明しましたが。

○委員長(増田一喜君) 失礼しました。潮崎  
農地整備課長。

○農地整備課長(潮崎 勝君) 地元組織の活  
動でありますから、地元組織も何がしかの汗を  
流すと、それも入り込ませた事業活動と御理解  
いただければ、その分への八代市のフォローは  
必要最小限だったかなという理解してございま  
す。

もう一つつけ加えますけども、実際まだ不法  
投棄はですね、全体を100として、今回の処  
理が大体4割ぐらいが終わったかなと。あと、  
まだ6割程度が実際は残ってございますので、  
これにつきましては、八代市のほうで、一応、  
今ごみ対策課が産業廃棄物の所管でございま  
す。ちょっと打ち合わせをし、今後、あと残り  
分はどう解決していくか、今からちょっと検討  
してまいりたいと考えます。

以上です。

○委員長(増田一喜君) ほかにありません  
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないですね。以上で  
農地・水保全管理支払交付金事業についてを終  
了します。

小会します。

(午後1時45分 小会)

(午後1時45分 本会)

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(日  
奈久温泉施設西湯送湯管の破損について)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、日奈久温泉施設西湯送湯管の破損につ  
いてをお願いいたします。

○商工観光部長(八代ブランド営業本部長兼  
務)(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい。宮村商工観光  
部長。

○商工観光部長(八代ブランド営業本部長兼  
務)(宮村博幸君) はい。改めまして、こん  
にちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)

早速でございますが、本年度の6月補正予算  
で御承認をいただきまして、西湯浴室改装につ  
いては御承認をいただきまして、10月23日  
の経済企業委員会のほうで、修繕に至った経緯  
と、12月6日までを工期とします工事等につ  
いて報告並びに御説明をしたところでございま  
す。

その後、工事は順調に進んでおりまして、今  
月17日には営業再開の計画でございましたが、  
西湯へお湯を送る地下埋設の送湯管の破損  
が発見をされまして、この間の経緯と今後の予  
定について説明をさせていただくものでござい  
ます。

水本観光振興課長が御説明いたしますので、  
よろしくをお願いいたします。

○観光振興課長(水本和博君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい、水本観光振興  
課長。

○観光振興課長(水本和博君) はい。失礼し  
ます。観光振興課の水本でございます。それで  
は、座って説明をさせていただきます。

日奈久温泉施設の西湯送湯管の破損について  
ということで、御報告、御説明させていただきます。

ただいま部長のほうからお話ございました

ように、西湯のほうにつきましては、6月議会  
で御承認いただきました補正予算に伴いまし  
て、修繕等を行っているところでございます。  
これまで順調に工事のほうはいつておるとい  
うことで、いわゆるオープンに向けてという最終  
段階に至っておったところでございます。

これまでの当初のスケジュールとしまして  
は、そちらのほうに書いておりますように、9  
月2日に工事の入札を行いまして、業者を決定  
し、工事に入っております。その後、水質検査  
等につきましても、特に問題がないというこ  
とで、水質のほうも無事クリアをしております。  
このため、12月17日を営業再開日として告  
知を行おうかというような予定でスケジュール  
を進めておったところでございます。

こういった中で、12月の2日の早朝でござ  
いますけども、近隣の住民の方から、市道上に  
お湯のほうが流れておるという連絡が、温泉セ  
ンターのほうに入っております。その後、同日  
に温泉センターの従業員さん、それと市の職  
員、観光振興課の職員のほうで現場の流出状況  
を確認したところでございます。

場所につきましては、温泉センターばんぺい  
湯前から南側に向かいます市道上ということ  
で、1枚おあげいただきますと、現場の写真、  
それと地図のほうの資料を添付をいたしてお  
ります。ちょうど金波楼さんの裏の駐車場の入り  
口あたりというところでございます。

なお、この市道の地下には、このあたりには  
ほかの埋設管が複数あるということで、ばんぺ  
い湯のタンクから西湯へ送りますお湯であるの  
かどうか確認する必要がございましたので、西  
湯へ送りますお湯を一旦とめるなどしまして、  
調べました結果、確かに西湯へ送られる管から  
の漏水であるということを確認したところでご  
ざいます。

翌日3日に、工事業者のほうに現地を確認し  
てもらいまして、工事に係る見積書等をとった

ところでございます。

また、4日、5日につきましては、地元の市  
政協力員さん、あるいは西湯前の住民の方など  
に送湯管の破損による漏水の事実と、これに伴  
います西湯営業再開のおくれということにつ  
いてお話をさせていただいております。

今後の営業再開までのスケジュールというこ  
とでございしますが、工事の契約に伴いまして、  
できれば来週中には工事に取りかかりたいとい  
うふうを考えております。

また、工事期間につきましては、実際、中を  
掘削した上で、何日ぐらいかかるかっていうの  
も見きわめなければいけません、現段階では  
数日というふうな期間を考えております。詳細  
は工事業者と協議をしたいと思っております。

その後、工事が完了しました後でございます  
が、再度ばんぺい湯から西湯まで通じます送湯  
管全管の洗浄を行って、その後水質検査、これ  
ももう一回行う必要があるということで、こう  
いった期間を考えますと、現時点では詳細な営  
業の再開日というのは、現時点ではお示しでき  
ませんが、今月中、12月中の再開は困難  
ではないかというふうを考えております。

ただ、今回地元のほうもお邪魔しまして、お  
話をお伺いした中で、地元の方々からも、市政  
協力員さんからも、早期の営業再開をぜひ願  
いしたいという御要望いただいておりますの  
で、できるだけ早い時期の再開を目指してお  
るというところでございます。

以上、御報告、説明とさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） 本件について、何か  
質疑、御意見等ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） この管は築何年に、ど  
んくらいになつとですか。そして、ここ1カ所  
なんですかね。何かありますか、見込みが。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。西湯につきましては、昭和48年に建設されたということで、配管につきましてもその当時からのもので、全面のやりかえってというのは、特に聞いておりませんので、日奈久財産区からの時代から、トータル40年ぐらいは経過をしておるといような状況でございます。

これまでお聞きしますところでは、部分的にですね、漏水があったこともあるというようなことは聞いております。全体的に老朽化しておるといことは確かなことであろうかと思いません。

以上です。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。幾らぐらいかかりそうですか。

○観光振興課長（水本和博君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。見積もりとりまして、一応約20万円を予定をいたしております。関係部分だけの臨時的な修繕というような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（増田一喜君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。今、20万で聞いてちょっとびっくりしたんですけど、2日です、12月2日に現場が確認されてですよ、来週にしか工事に着工できぬと、20万という、これは西湯の改修工事が幾らかわから

ぬですけども、落札残でできるんじゃないかなという気がずっとですけど、そぎゃん事務的に手間取らぬと、工事着工できないですか。だってですね、これ災害復旧と考え方同じですよ。何も、入札する必要もない。現場によって、随意契約で、しかも20万だったら、修繕でも50万以下は随契できますからですね。それに、17日に今までできますよと言うとって、年内に難しかていうなら、そら利用者のサービスが物すごく低下することになるわけですけど、そやん時間かかりますかね。どういう流れでそんなかかりますか。

○委員長（増田一喜君） はい、水本観光振興課長。

○観光振興課長（水本和博君） はい。2日の日に発見され、3日の日にですね、金額どのぐらいかかるかというの確認したところでございますけども、写真の中でも、この漏水箇所というのが、今、写真のほうに、ちょっと水がたまるところが、実際にしみ出しておったところということになりますけども、これが、この場所が、大体1メートルから、1メートル掛ける2メートル程度舗装盤が一旦工事で切り取られて、その後埋められたというような形で修復されてる部分でございますので、ここからの切れ目のところから漏れておったところでございます。ただ、実際にどこに配管が通っておるかというのがですね、ちょっと見きわめができずに調査を要したというところで、ちょっと時間がかかったところでございます。実際の漏水の箇所はですね、丸で囲んでありますところよりも数十センチ、ちょっとずれたところに配管が通っておるよさだというところで、そういうところをちょっと見きわめるのに時間がかかったところでございます。

それと、実際の設計図的な、図面的なものがですね、当時のものがちょっとはっきり入手できていないというふうな状況がございますの

で、事業者のほうも、工事業者さんのほうもですね、ちょっと慎重に掘らないと、ここが、はっきりわかりませんが、4本か5本ぐらい別の管も通っておるようだというようなお話ございまして、ちょっと慎重にやらなければいけないというところで、少し時間をとったところ

です。それと、今後のですね、営業再開までの時間がもう少しかかるという部分につきましては、レジオネラ菌の検査採取から、実際の検査結果が出るまで、大体約2週間程度はかかるのではないかということで考えております。

それともう一つ、配管の洗浄、これについても、洗浄自体を行う際に、ばんぺい湯さんの営業時間の関係でですね、洗浄をやれる時間帯がちょっと限られるというところがございますので、こういったところに少々時間がかかりまして、工事竣工した後にもですね、かなり、ちょっと時間を要するのかなというところで、今のところ、工事後の取り扱いを何とか短くできないかなというところで、ちょっと内部的に検討しておるところでございます。

以上です。

○委員（松永純一君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） はい。もう答えは要りませんがですね、私が言っているのは、着手するまでですよ、予算の工面も要ったでしょう、多分。予備費を充用するか、どっからか流用するか、財政との協議も要ったでしょう、恐らく。で、今から先はですね、あけてみらぬとわからぬですよ、どれだけ腐食しとるか、何メートル取りかえないかぬか、あるいは交通どめをどうするか、道は非常に狭隘、そこはもう仕方がないんですよ。ただですね、12月2日に発見されてですよ、3日にはおおむね見積もりが出てくる、20万。それから、来週しか着工できぬとなると、十何日ですかね、その間。

そこをですね、やっぱりもっとスピード感を持ってできるんじゃないですか、私は言いたかったわけです。だけ、これからですね、あけてみてからのことは、そろそろやむを得ぬと思いますね。そこをですね、やっぱり地元の方はもう待つとるでしょうから、かなり長くですね。行政として、スピード感を持ってやるべきじゃないかなということです。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で日奈久温泉施設西湯送湯管の破損についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

○委員長（増田一喜君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後1時59分 小会）

（午後2時05分 本会）

○委員長（増田一喜君） それでは、本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成26年1月15日から17日までの3日間、愛知県瀬戸市、春日井市、岡

山県高梁市に、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後２時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２５年１２月１１日

経済企業委員会

委員長